

2021年3月29日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・システム障害等により売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2021年3月29日（月）～2021年4月18日（日）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mail の場合…本所ホームページ (URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>)

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

総務部

TEL 011-241-6171

システム障害等により売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について

2021年3月29日

証券会員制法人札幌証券取引所

I 趣旨

2020年10月に発生した東証 arrowhead の障害においては、システム面での課題のみならず、システム障害時における注文の取扱いルールが整理されていなかったことなどの課題が明らかになりました。これを受けて、株式会社東京証券取引所では、「再発防止策検討協議会」が設置され市場関係者の方々とともに、ルール整備の在り方について検討が行われてまいりましたが、今般、システム障害等の影響により、本所からの売買内容の通知が正常に送信できなかった場合の取扱い等について明確化すべく、以下のとおり概要をとりまとめました。

具体的には、システム障害等により、本所から売方会員及び買方会員に対して送信する売買内容の通知に不備があったことを本所が知った場合には、本所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて通知すること等を明確化します。

II 概要

項目	内容	備考
・ 売買が成立した旨の通知	<ul style="list-style-type: none">・ 本所は、システム障害等により、売買が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、本所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて売方会員及び買方会員に対して通知することを明確化します。・ 顧客は、本所において成立する売買の内容は本所から会員に通知される内容（本所から改めて通知された場合には、当該再通知の内容）のとおりとすることを理解したうえで、会員に対して有価証券の売買を委託することを明確化します。	<ul style="list-style-type: none">・ 再発防止策検討協議会において取りまとめられたとおり、本所と会員で認識している約定の状況に齟齬が生じているおそれがある障害が発生し、会員に対して約定成立通知を送信できない状態の場合には、本所から売買の内容を遅滞なくファイル形式（約定状況一覧）で提供します。

III 実施時期

2021年6月を目途に実施します。

以上